

試験に関する諸規則

◎高等試験令(大正七年一月十七日勅令第七七號)

第一條 奏任文官ノ任用資格試験外交官及シ領事官ノ任用資格試験並ヒニ裁判所構成法第五十八條ノ試験ハ高等試験ト稱シ本令ニ依リ之ヲ行フ但シ特別ノ規定アルモノハ此ノ限ニ非ス

第二條 高等試験ハ毎年一回東京ニ於テ之ヲ行フ其ノ期日及場所ハ豫メ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

本試験各科ノ試験ハ各別ノ期日ニ之ヲ行フ

第三條 左ノ各號ノ一ニ該当スルモノハ高等試験ヲ受ケルコトヲ得ス

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二 破産若クハ家産分限ノ宣告ヲ受ケ復権セサル者又ハ身代限りノ處

分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者

第四條 高等試験ヲ分ケテ豫備試験及ヒ本試験トス豫備試験ニ合格シタ

ル者

ル者ニ非サレハ本試験ヲ受クルコトヲ得ス

第五條 豫備試験ハ受験者本試験ヲ受クルニ相当ナル學識ヲ有スル者ト認ムヘキヤ否ヤヲ考試スルヲ以テ目的トス

第六條 豫備試験ハ論文及ヒ外国語ニツク之ヲ行フ
外國語試験ハ英語佛語及ヒ独語ノ中ニツク受験者ヲシテ豫メ一種ヲ選択セシメ之ヲ行フ

第七條 豫備試験ヲ受ケントスル者ハ中學校ヲ卒業シタル者又文部大臣ニ於テ普通教育ニ関シ之ト同等以上ノ學歷ヲ有スルトメタル者及ヒ高等試験委員ニ於テ普通教育ニ関シ中學校ト同等以上ト認ムル外國ノ學校ヲ卒業シタル者ヲ除クノ外文部大臣ノ定ムル所ニヨリ國語、漢文、歴史、地理、数学、物理及化学ノ七科目ニツク中學校卒業程度ニ於テ行フ試験ニ合格シタル者ナルコトヲ要ス

第八條 高貴學校大學豫科又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ト認ムル學校ヲ卒業シタル者ハ豫備試験ヲ免ス

豫備試験ニ合格シタル者ハ爾後豫備試験ヲ免ス

第九條 本試験ハ受験者學理上ノ原則及ヒ現行法令ニ通曉シ且之ヲ實務ニ應用スルノ能力マルマ否ヤヲ考試スルヲ以テ目的トス

第十條 本試験ヲ分ケテ行政科外交科及ヒ司法科ノ三科トス
受験者ハ二科以上ノ試験ヲ台セテ受クルコトヲ得

第十一條 本試験ハ筆記及ヒ口述トス筆記試験ニ合格シタル者ニ非サレハ口述試験ヲ受クルコトヲ得ス

第十二條 民法商法刑法民事訴訟法刑事訴訟法其ノ他高等試験委員ニ於テ必要ト認ムル科目ノ筆記試験及ヒ口述試験ハ受験者ニ

第十三條 行政試験ハ

- 一、憲法
- 二、行政法
- 三、民法
- 四、刑法

- 五、國際公法
- 六、經濟學

以上ノ科目ハ必須トス

- 一、商法
- 二、民事訴訟法
- 三、刑事訴訟法
- 四、財政學

以上ノ科目ハ受験者ヲシテ豫メ其ノ一ヲ選択セシム

第十四條 外交科試験ハ左ノ科目ニツク之ヲ行フ

- 一、憲法
- 二、國際公法
- 三、國際私法
- 四、經濟學
- 五、外交史
- 六、外國語

以上ノ科目ハ必須トス

外國語ハ英語佛語及独語ノ中ニツク受験者ヲシテ豫メ一種ヲ選択セシム
 ム受験者ノ願ニ依リ其ノ選択シタル外國語ノ外他ノ外國語ヲ合セ試験スルコトアルヘシ

- 一、行政法
- 二、民法
- 三、商法
- 四、刑法
- 五、財政學
- 六、商業學
- 七、商業史

以上ノ科目ハ受験者ヲシテ豫メ其ノ一ヲ選択セシム

第十五條 司法科試験ハ左ノ科目ニツク之ヲ行フ

- 一、憲法
- 二、民法

- 三、商法
- 四、利法
- 五、民事訴訟法
- 六、刑事訴訟法
- 七、國際私法

以上ノ科目ハ必須トス

- 一、行政法
- 二、國際公法
- 三、経済学

以上ノ科目ハ受験者ヨシテ豫メ其ノ一ヲ選択セシム

第十六條 一ノ科ノ筆記試験ニ合格シタル者ハ翌年ニ限り其ノ筆記試験ヲ免ス

第十七條 一ノ科ノ本試験ニ合格シタル者ニシテ他ノ科ノ本試験ヲ受ケントスルモノニ付テハ必須科目ノ試験ニアリテハ受験セザリシ科目ニ就テチノミ之ヲ行ヒ選択科目ノ試験ニ在リテハ其ノ科目中ニ受験シタル科目イヌトヌニ於テノミ之ヲ行フ

第十八條 試験ニ合格者ヲ定ムル方法ハ高等試験委員ノ議定スル所ニ依ル

第十九條 不正ノ方法ニ依リ試験ヲ受ケントシタル者又ハ試験ニ関スル規定ニ違反シタル者ハ其ノ試験ヲ受ケルコトヲ得ヌ試験合格決定後發覺シタル時ハ其ノ合格ヲ無効トス

第二十條 高等試験ヲ受ケントスル者ハ手教科トシテ本試験ノ一科ニツキ拾四ヲ納ムヘシ

附則

第二十一條 高等試験ニ関スル細則ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

本令ハ大正七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

又官制規則ニ付官及領事官試験規則ハ之ヲ廢止ス

大正三年法律第三十九號中第五十七條乃至第五十九條第六十二條第六十三條改正規定

大正三年法律第四十號並本令中司法科試験ニ関スル規定ハ大正十二年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

◎高等試験令施行細則(大正七年二月二十八日 令第一號)

- 第一條 高等試験ヲ受ケントスル者ハ試験願書ニ履歷書及高等試験令第七條又ハ第八條ノ規定ニ該当スルモノナルコトヲ證スル書類ヲ添ヘ高等試験委員長ニ提出スヘシ
- 受驗ノ出願ハ豫備試験ヲ受ケル者ニ在リテハ毎年六月一日ヨリ同月二十五日迄ニ其ノ他ノ者ニアリテハ毎年七月一日ヨリ同月二十五日迄ニ之ヲ爲スヘシ
- 第二條 受驗願書ニハ本試験ノ分科及選取科目ヲ記載スヘシ
- 第三條 豫備試験又ハ外文科試験ヲ受ケル者ニアリテハ受驗願書ニ其ノ受驗セントスル外國語ノ種類ヲ記載スヘシ
- 第四條 高等試験令第十六條ノ規定ニ依リ筆記試験ノ免除ヲ受ケル者ハ

- 受驗願書ニ前年筆記試験ニ合格シタル旨ヲ記載スヘシ
- 一ノ科ノ本試験ニ合格シタル者ニシテ他ノ科ノ本試験ヲ受ケントスル者ハ受驗願書ニ其ノ旨ヲ記載スヘシ
- 第五條 受驗手数料ハ收入印紙ヲ用ヒ受驗願書ニ貼付スヘシ
- 受驗手数料ハ試験ヲ受ケタルコトアルモ之ヲ還付セズ
- 第六條 受驗願書及添付書類ハ之ヲ還付セズ但證書又ハ證明書ハ請求ニ依リ之ヲ還付ス
- 第七條 受驗者試験当日開始ノ時同迄ニ出席セズ又ハ試験中途ニテ休止シタル時ハ其ノ試験ヲ受ケルコトヲ得ス
- 第八條 受驗者ハ試験委員長ノ指示ニ遵守スヘシ
- 第九條 高等試験ノ合格者ノ氏名ハ官報ヲ以テ之ヲ公告ス
- 第十條 高等試験ニ関シ本令ニ定ムルモノノ外必要ナル事項ハ高等試験委員長之ヲ定ム

附 則

本令ハ大正七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

▽大正十二年高等試験

行政科
司法科

高等試験行政科 司法科施行ニ付高等試験令大正十二年勅令第百九十七條及高等試験令施行細則ニ依リ左記ノ通告ス

一 出願期限
豫備試験ヲ受ケル者ニ在リテハ六月一日ヨリ同月二十五日マテ
其ノ他ノ者ニ在リテハ七月一日ヨリ同月二十五日マテ

一 豫備試験
七月二日東京市麹町区内幸町衆議院内高等試験場ニ於テ施行ス

一 本試験
期日及場所ハ遊テ公告ス
但シ本試験筆記試験ハ本年九月中施行ノ豫定

一 受験願書及履歴書(書式ノ通)
願書ハ拾四ノ收入印紙ヲ貼付スルコト但シ消印スヘカラス
高等試験令ニ依ル出願書ハ願書ニ履歴書及高等試験令第七條又ハ

第八條ノ規定ニ該当スル者ナルコトヲ證スル書類ヲ添付スヘシ
大正十二年勅令第百九十七號ニ依リ豫備試験ノ免除ヲ申請セムトスルモノハ願書ニ履歴書、豫備試験免除申請書及明治二十四年司法省令第三號判事検査用試験規則ニ依ル試験ノ受験ヲ出願シタル者ナルコトヲ證スル書類ヲ添付スヘシ
書類ハ東京市宮城区内櫻田門(格根門)内高等試験事務所ハ持参又ハ書留郵便ニテ差出スヘシ
一 受験者ハ當日午前八時マテニ試験場へ出頭シヘシ尚ホ出頭ノ節ハ各自名刺ヲ受付ハ差出スヘシ
一 受験者ハ左記ノ事項ヲ心得ヘシ

一 洋服又ハ袴着用ノコト
ニ 筆及墨池(ペン)及「インク」ニテ之可ナリ、
鉛筆當ヲ携帯スルコト

大正十二年五月
高等試験委員長
馬場 鏡一

高等試験受験願書式(用紙美濃紙)

本籍 何府縣郡市町村何番地
又ハ何某男兄弟
現住所 何府縣郡市町村何番地(何某方)
華士族平民

印紙

年 月 日 生

行政科試験 (受験セムトス) 相受ケタケ別紙履歷書、豫備
外交科試験 (ル科名ヲ記ス) 相受ケタケ別紙履歷書、豫備
法律科試験 (ル科名ヲ記ス) 相受ケタケ別紙履歷書、豫備

試験免除申請書 (大正十二年勅令第百九十九号) 及證明書(又ハ證書)相添ヘ此段
御願ニ及ヒ候也

豫備試験ノ選択外國語 英(佛、独等) (豫備試験受) (試験ニ限ル)
本試験ノ選択外國語 英(佛、独等) (外交科試験受) (試験ニ限ル)

本試験ノ選択科目 年 月 日

氏 名 印

高等試験委員長氏名宛

東京市内又ハ其附近ニ現住所ヲ有セサル者ハ試験委員長ヨリ發スル通知書ヲ受取ルヘキ場所ヲ必ス東京市内又ハ其附近ニ定メ左ノ書式ニ依リ追記シ又現住所若クハ通知書ヲ送附スヘキ宿所ヲ轉シタルトキハ其時々ニ直ニ寫出ツヘシ

追而貴委員長ヨリ發スル通知書ハ左ノ所ニ御添送被下度候
東京市何区何町(何丁目)何番地(何某方)

(注意) 大正十二年勅令第百九十九号ニ依ル出願書ヲ除ク
一 二科以上ノ試験ヲ併セ受ケムトスル者ハ各別ニ受験願書及履歷書ヲ提出スヘシ

二 一ノ科ノ筆記試験ニ合格シタル者翌年出願ノ節ハ書式中ノ前段ニ在ル氏名ノ上ニ(昨年筆記試験)ト記入スヘシ

三 一ノ科ノ本試験ニ合格シタル者ニシテ他ノ科ノ試験ヲ受ケムトスル者ハ書式中ノ前段ニ在ル氏名ノ上ニ(何々科試験)ト記入シ書式中「本試験ノ選科科目何々」ノ部ハ左ノ如ク記載スヘシ

受験セザリシ必須科目何々
 選科科目何々(受験シタル科)
 目ナストマ

履歷書式(用紙美濃紙)

學事

一何年何月ヨリ何地何果ニ就キ又ハ官公私立何学校ニ於テ何学ヲ修メ科目大略何々

氏名

一何年何月ヨリ何地官公私立何学校ニ入り何学科ヲ修業シ何年何月卒業ス

職業

一何年何月何官廳ニ於テ何々并命何々歴任等賞罰

豫備試験免除申請書式(用紙美濃紙)

氏名

私儀高等試験司法科試験ヲ受ケルニ付豫備試験ヲ免セラレ度此段申請候也

年月日

氏名印

高等試験委員長氏名宛

▽大正十二年法律第五十二號ニ依ル試験公告

大正十二年法律第五十二號ニ依ル試験施行ニ付同年勅令第百九十六號及
同年閣令第四號ニ依リ左記ノ通り公告ス
一出願期限

大正十二年六月一日ヨリ同年六月二十五日マテ

一受験願書及履歴書(書式ノ通)

願書ニハ拾圓ノ收入印紙ヲ貼付スルコト但シ消印スヘカラス
願書ニハ履歴書及明治二十六年司法省令第九號辯護士試験規則ニ依ル
試験ノ受験ヲ出願シタル者ナルコトヲ證スル書類ヲ必ス添附スヘシ
書類ハ東京市宮城内櫻田門(稻橋門)内高等試験事務所ヘ持参又ハ書留郵
便ニテ差出スヘシ

一試験ノ期日及場所等ハ追テ之ヲ公告ス
大正十二年五月

高等試験委員 馬場 鏝

大正十二年法律第五十二號ニ依ル試験受験願書式(用濃紙)

本籍 何府縣郡市町村何番地

又主又ハ何某男兄弟

現住所 何府縣市町村何番地(何某方)

華士族平民

又 生年月日 名

私儀大正十二年法律第五十二號ニ依ル試験相及ケ度別紙履歴書及證明
書相添ハ此殿御願ニ及ヒ候也

選択科目何々
年 月 日

高等試験委員長氏名宛

又 名印

東京市内又ハ其ノ附近ニ現任所ヲ有セサル者ハ試験委員長ヨリ發スル
通知書ヲ受取ルヘキ場所ヲ必ス東京市内又ハ其附近ニ定メ左ノ書式ニ
依リ追記シ又現住所若クハ通知書ヲ送附スヘキ場所ヲ轉シタルトモハ
其時々直ニ届出ツヘシ

送テ委員長ヨリ發スル通知書ハ左ノ所ニ御送被下度候
東京市何区何町(何丁目)何番地(何某方)

履歷書式(用紙美濃紙)

學 事

一何年何月ヨリ何地何某ニ就メ又ハ官公私立何学校ニ於テ何学ヲ修メ
科目大略何々
一何年何月ヨリ何地官公^知立何学校ニ入リ何学科ヲ修業シ何年何月卒
業ス

職 業

一何年何月官廳ニ於テ何々ヲ持命何々歴任等

賞 罰

大正十二年閣令第三號第四號ニ基テ證明願ノ件

大正十二年^五月閣令第三號第四號ニ基テ及驗資格ニ関スル證明書必要ノ
者ハ左記書式ニ依リ證明願ヲ司法省人事局ニ差出スヘシ(郵便ヲ證明請求スルハ
大正十二年五月
司法省
大正十二年五月
書式(用紙美濃紙))

證明 願(二通提出スヘシ)
本籍 府市 町村 番地
士族
平民

名

生年月日

右證明^{三十五年}令^{第三號}第九號ニ依ル大正
年度^{判事檢事登用第一回}護
大

試験ニ受驗ヲ出願シタルモノニ相違アリキコトヲ御證明被下度候
年 月 日 現任所

司法省 御中

名印

注意

一判檢事試験ト年護士試験トハ各別ニ證明願ヲ差出スヘシ
一數回受驗シタル者ハ最後ノ年度ヲ記載シ本籍氏名族稱等ニ変更
ヲ生シタル者ハ口籍謄本ヲ添付スヘシ
一願書受領證所持ノ者ハ及領證ヲ添付シ之ヲ所持セサル者ハ別款
ニ當時ノ通知受領場所修學校名等参考ト爲ルルハ又事項ヲ記載シ
添付スルヲ可トス

高等試験令附録終了

大正十四年二月一日印刷
大正十四年二月五日發行

受驗法與附
(定價金壹圓)

編者 日本司法試験研究會

發行者 東京市本郷區金助町五拾九番地
響國太郎

印刷所 東京市本郷區金助町五拾九番地
國文社印刷所

不許
複製

發行所

東京市本郷區金助町五拾九番地
國文社出版部

14
758

終

